

菊池文部
大臣の改
革案

本校工學部の分立を以て、高等學校に於ける専門部なるものは、全くその姿を消し、全國の高等中學校は、純然たる大學豫科となつて了つたが、菊池文部大臣は、學制改革の一端として、再び専門部を興して、程度の低い多くの大學を建てようとした。その草案を舉ぐれば、

- 一、中學校（五年）に修業年限一年の補習科を設けること
- 一、新に修業年限二年の大學豫備門を設置し、中學卒業以上の者を入學せしむること
- 一、新に修業年限三年の法・理・文・醫學等の學校、工・商・農業、商船等の學校を設け、中學卒業若くは中等程度の學校の卒業者を入學せしむること

小松原文
部大臣の
高等中學
校案

等であつたが、第二次桂内閣の小松原文部大臣の高等中學校案なるものは、

- 一、中等學校はそのまゝとし、高等學校を廢して、新に高等中學校を設けること
- 一、高等中學校は高等普通教育を授くる處とし、その修業年限は、高等科三年と中學科四年との七年となし、中學科には小學校卒業者を、高等科は文科理科に分ちて、中學科卒業者若くは中學校四年修了者を入學せしむること

第二章 第五高等學校後期（自大正七年至昭和十二年）

第一節 現行制度施行の事情と改正の内容

古市博士
の修正案

- 一、高等中學校は官公立のみに限り、官立は高等科のみとなし、七年制は公立を本體と爲すこと
- 一、公立の高等中學校の設置道府縣は文部大臣の指定によること

右の案に依れば、前案に比して、四年修了者を認めてゐる點に於て、一年の短縮があるのであるが、古市公威博士の修正案は、官公立の外に私立をも認め、七年を中學校五年・高等科二年半の七年半と爲し、高等科の學年開始期を四月に改めて、從來より一年を短縮すること等である。然るに種々の経緯があつて、五年の中學校を切離して、二年半の高等科のみの高等中學と爲し、官立のみに限り、二十校を限つて増設し、一校四百八十人以下と爲し、明治四十六年四月一日より、之を實施することに定められたけれども、奥田文部大臣の樞密院に對する運動によつて、無期延期となつて了つたのである。かくて一木・高田兩文相を経て、岡田文部大臣に至つて、從來の教育調査會を廢し、大正六年九月、新に内閣直屬の、より大にして力ある諮問調査機關臨時教育會議なるものが設けられたのである。而して當時の高等學校令案を見るに、

奥田文部
大臣の無
期延期運
動
臨時教育
會議と高
等學校令
案

- 一、高等學校ハ高等普通教育ヲ授クル所トス
- 二、高等學校ノ修業年限ハ三年トス
- 三、高等學校第一學年ニハ中學校第四學年修了者ヲ入學セシム
- 四、高等學校ハ官立、公立、私立(財團法人ノ設立)トス
- 五、高等學校ハ單獨ニ之ヲ設置シ又ハ尋常科四年高等科三年合計修業年限七年制ニ依リテ之ヲ設置スルコトヲ得シム

- 六、高等學校及七年制高等學校高等科ノ學科ヲ分チテ文科及理科トス
- 七、高等學校及七年制高等學校高等科ニ於テハ第二外國語ハ之ヲ隨意科目トス
- 八、高等學校及七年制高等學校高等科第三學年ヲ卒リタル者ハ帝國大學ニ入學スルコトヲ得シム
- 九、高等學校及七年制高等學校高等科ニハ其ノ第三學年ノ上ニ更ニ修業年限一年ノ課程ヲ置クコトヲ得シメ此ノ課程ヲ卒リタル者ニハ相當ノ稱號ヲ附與ス

- 一〇、七年制高等學校尋常科並中學校ニハ豫科ヲ置クコトヲ得シム
- 一一、現在ノ高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス
- 一二、中學校ノ修業年限ハ現制ノ通トス

之に依つて考へて見ても、年限の短縮と、高等學校を單に大學豫科とせずして、獨自的教育機關とすることに於ては、二十七年に於ける井上文相の意圖が繼承せられてゐるとなしても、差支ないと思ふのである。而して右の案は、多少の修正を俟つて、大正七年十二月五日、勅令第三百八十九號を以て、高等學校令として發布された。此に關して一言して置きたいのは、大正五年、高等學校側では、「學制改革ニ關スル具申書附學士年齢調査表」なるものを書いて、高等學校廢止と修業年限短縮とについて、詳細なる意見と調査とを具して、反對意見を上申してゐることである。

高等學校
令發布高等學校
令

今その高條學校令に就いて、主なるものを擧ぐれば、

- 第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニカムヘキモノトス

- 第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年、尋常科四年トス高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得
- 第八條 高等學校高等科ヲ分チテ文科及理科トス
- 第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ専攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス
- 専攻科ヲ卒ヘタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得
- 専攻科ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得
- 但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニアラス
- 高等學校ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者、中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス
- 第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條第二項ノ高等學校ニアリテハ専攻科ヲ除キ六百人以上トス

附 則

(前略)

高等學校規程

高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マテ之ヲ存置ス

かくて大正八年三月二十九日、文部省令第八號を以て、高等學校規程なるものが公布せられ、九年一月二十四

日、省令四號を以て改正せられたのであるが、その第一章學科課程及教科書中の第二節高等科の條には、

第四條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歴史、地理、哲學概説、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス、高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

と規定されてゐる。而してその第六章入學、在學、休學、退學及懲戒の條には

第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者アルトキハ關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

と定められてゐる。

教授は生徒の教育を掌る

然るに勅令第八十六號(明治二十六年八月二十四日以後昭和四年五月勅令第一四四號ニ至ル屢次改正)の文部省直轄諸學校官制第八條には、「教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル」とあるが、生徒の教育を掌ると記されてゐるところに、關心を有せざるを得ないのである。

學科課程並時數

かくて本校に於ても、大正八年六月二十三日、學則が改められたのは云ふまでもない。即ち、その學科課程教授時數には、

第一條 本校ニ高等科ヲ置ク

第二章 第五高等學校後期



(覺一校學等高三第) 蹟筆長校岡吉

第二條 高等科ヲ分チテ文科及理科トシ各修業年限ヲ三箇年トス

第三條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歴史、地理、哲學概説、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス、高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、地理、化學、植物及動物、鑛物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス外國語ハ英語、獨語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第四條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

然り而して外國語は、明治三十三年改正前に復して、第一・第二に分ち、第二外國語は、規程上は隨意科となつてはゐるが、實際には之を履修せざる者なく、正科と何等相違する所はないのである。

文科の學科課程

學科目	學年			學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年		第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一	心理及論理			
國語及漢文	六	五	五	法制及經濟		二	二
第一外國語(英語)	九	八	八	數學	三		
第二外國語(獨語)	(四)	(四)	(四)	自然科學	二	三	
歷史	三	五	四	體操	三	三	三
地理	二			計	(三)一九	(三)一九	(三)一八
哲學概説			三				

第一外國語ヲ獨語トシタル場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語(獨語)	一	一〇	一〇
第二外國語(英語)	(三)	(三)	(三)
計	(三)三一	(三)三一	(三)三〇

理科の學科課程

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトアルヘシ

第五條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週時數ハ左表ニ依ル

學年	學科目		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	四	二	一
第一外國語(英語)	八	六	六
第二外國語(獨語)	(四)	(四)	(四)
數理學	四	四	(二)
物理學	三	三	三
化學	三	三	三
植物及動物	二	二	二
礦物及地質	二	二	二
心制及經濟	二	二	二
法制及經濟	二	二	二
圖畫	二	二	(二)
體操	三	三	三
計	(三二)	(三二)	(三二)
講義	二	二	二
實驗	二	二	二
實踐	二	二	二
實驗	二	二	二
計	(三二)	(三二)	(三二)

第三學年ノ數學(二)及圖畫(二)ト第三學年ノ植物及動物講義(二)實驗(二)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セシム

第一外國語ヲ獨語トシタル場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語(獨語)	一〇	九	九
第二外國語(英語)	(三)	(三)	(三)
計	(三〇)	(三二)	(三二)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトアルヘシ

改正前との比較
右の學科課程表を、改正前のそれと比較すれば、文科に在りては、倫理を修身と改めて、各學年に之を課し、新に地理・哲學概論・數學・自然科學を加へ、法學通論及び經濟通論は、法制及經濟と改められ、理科に在りては、倫理を修身と改めて、各學年に課することは、文科と變りなく、心理と法制及經濟を加へたことになる。

學年の始と終
而して學年は、中學校と同じく、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終り、聯絡に於て約五箇月の短縮が

定員減少の實施
出來、四年修了者よりすれば、その上一年間の年限短縮を生じたことになるが、現状よりすれば、四年修了者の高等學校高等科入學は、その數極めて少いのみならず、高等學校高等科卒業者にして、直に目的の大學に進む者も

理科(イ)(ロ)の區別
全部の幾割かに過ぎず、さればと云つて、大學を増設することも、高等學校を減少することも至難である爲に、昭和七年度よりは、各組四十人の定員を三十七人に減じ、同九年度よりは、更に三十人に減じて、幾分の緩和策を講じてはるるものの、大學入學難は依然として變ることなく、而も各大學に依りて、甚だしき相違を示し、年限短縮の目的は、殆どその幾分をも實現されてはるるないのである。尙又、部分的に申せば、醫學部若くは醫科大學志望者激増した結果、昭和六年度以後は、理科を(イ)(ロ)に分ちて、(イ)の者は第三學年に於て、數學每週二時間及圖畫每週二時間を選択して、理・工・農學部のみに、(ロ)の者は第二學年に於て、植物及動物每週四時間を選択して

醫學部若くは醫科大學のみに志望せしむるの方策を採つたが、同十三年度よりは、それも撤廢して了つたのである。

高等學校増設
序に附記して置きたいことは、高等學校増設に就いてである。即ち、寺内内閣に於て、新に七校を増設するこ

と、なり、尋いで原内閣の高等教育機關擴張計畫に依つて、更に十校を増設し、大正十三年度までに、二十五校に達せしめることとなり、大正八年四月十四日には、新潟・松本・山口・松山の三校を設置して、同年九月授業を開始し、同九年四月十七日には、水戸・山形・佐賀の三校を設置して、同年九月授業を開始し、同年十一月二十六日には、弘前・松江の二校を設置して、同十年四月授業を開始し、同十年十一月八日には、東京・大阪・浦和・福岡の四校を設置して、同十一年四月授業を開始し、同年八月二十四日には、静岡・高知の二校を設置して、同十二年四月授業を開始した。就中東京高等學校は、新令の本體たる七年制の高等學校であり、私立には武藏・浪速・富山の三校があり、内、武藏高等學校は、七年制のそれである。

尙、参考の爲に、文部省年報・學制五十年史等に據りて、明治十九年以後大正八年に於ける所謂舊設高等學校の生徒數を擧げて見れば、

明治十九年	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年	明治二十五年
一、一八九	一、〇四八	一、二九三	一、三四五	一、四二四	一、四六二	一、三一四
三九六	四七	四二九	四八九	五八一	五五二	五四一
三一九	四七	七八五	七五一	九一二	九一九	九四六
八七	八七	四〇六	三六八	四〇〇	三九二	四〇五
八二	八二	六一九	五三三	六六八	七一三	七五八
七五	七五	一一七	一三九	一五七	一八九	二二二
二八九	二八九	二二二	二二二	二〇六	二一五	二五七

明治十九年より大正八年に於ける高等學校の生徒數

〔第一〕 第二 第三 第四 第五 山口 〔第六〕 〔第七〕 〔第八〕

明治二十六年	一、三四〇	五五九	八八九	四七二	七三四	二六〇	二二九
明治二十七年	一、三八七	六一五	五五〇	五八五	八三六	三三六	一九三
明治二十八年	一、三七七	五七九	五五八	五五八	八八〇	一五七	一八〇
明治二十九年	一、三〇八	六五〇	四九四	六〇八	七七一	二〇〇	
明治三十年	一、二四四	六九八	五九五	六一三	一〇七九	二〇七	
明治三十一年	一、三〇三	七四七	六九八	六一九	一〇六二	二三五	
明治三十二年	一、四一一	八二六	八三一	七四一	一〇六二	二四六	
明治三十三年	一、四八三	八九四	八八六	八四五	一一二一	三二三	
明治三十四年	一、〇三一	六〇八	五八六	五七六	七四三	三七九	二八八
明治三十五年	一、〇三九	六〇八	五八九	五八九	八一五	四四二	三八六
明治三十六年	一、〇二二	五九四	五八一	五九八	八六〇	五〇一	三三六
明治三十七年	九九五	五九二	五七二	五六七	八五八	三三〇	四七五
明治三十八年	一、〇一〇	五九七	五八一	五七九	六七四	一六九	四七五
明治三十九年	九六一	五九〇	五九二	五九七	七〇四	五二四	五八〇
明治四十年	九七九	六三三	六四三	六六〇	七六一	五八〇	六三〇
明治四十一年	一、〇二九	六六〇	六六九	七二〇	七八四	五八一	六八九
明治四十二年	一、〇九九	六九一	七七二	七四二	八五七	六〇五	七三六
明治四十三年	一、一〇九	七四三	八七五	七六四	八五二	六〇五	七三五
明治四十四年	一、一二八	七九〇	九六五	七四五	八八九	六四六	七三六

大正元年	一、一〇一	七五八	九九二	七六二	九一一	六三二	六九三	六八八
大正二年	一、〇七七	七三六	九一九	七五八	八九三	六三〇	六四九	六九八
大正三年	一、〇九〇	六八八	九〇四	七四四	八七九	六〇八	六四九	六五三
大正四年	一、〇九五	六九九	九〇一	七四五	八二四	六二三	六五七	六五七
大正五年	一、一〇二	七三七	九〇九	七四七	八二四	六四〇	六五六	六七四
大正六年	一、一一九	七九一	九〇七	七六三	八三八	七〇一	六六三	七三八
大正七年	一、一二五	八一七	九一三	七七六	八八七	七六五	六七一	七七七
大正八年	一、一〇一	八一七	九一六	八〇〇	九〇三	八〇六	七二七	七八六

第二節 皇太子殿下の行啓と當時の本校概況

皇太子殿下の御勅

畏くも 皇太子殿下に於かせられては、大正九年三月三十一日、三角港に御上陸、往年開校式當時の文部省専門學務局長濱尾東宮大夫を始めとして、入江侍従長、東郷御學問所總裁等多數の供奉員を従へさせられ、午後三時五分、本校に御着、本校職員と武裝せる生徒とは、本門外西側に整列して奉迎申上げた。殿下は、吉岡校長の御先導にて本館階上の御休所に暫し御休憩、吉岡校長・杉山教授に對して單獨拜謁を賜はり、恭しく校長より捧呈せる本校概況書竝に本校寫眞を御一覽の後、事務室に移らせられ、階上の賜謁室に於て、本校高等官、宮中席次第六階以上に該當する備外國教師、囑託講師、校醫等三十四人に列立拜謁を賜はり、次に、台覽品陳列室に於て、後に記すところのものを御覽になり、當該學科擔當教授各一名の説明を聞召された。それより體操場(武夫

行啓に關する具申書



皇太子殿下の御遺



武夫原に於て奉迎の職員生徒

原)に出御、高等科理科第一學年を編成し、大學豫科第三學年を幹部とする中隊教練を嚮され、再び御休所に御少憩の後、三時四十五分、本門外東側に整列せる職員生徒の奉送を受けつゝ、還御遊ばされたのである。

備考 行啓ニ關スル具申書

本年三月三十一日 皇太子殿下本校ニ行啓在ラセラル當日濃霧ノ爲熊本縣下三角ヘノ御入港著シク遅レ隨テ本校ニハ午後三時五分ニ至リテ御着アリ濱尾東宮大夫、入江侍従長、東郷御學問所總裁等數多ノ供奉員之ニ從フ本校一般職員生徒(武裝)ハ本門外西側ニ整列シテ奉迎シ小官ハ御先導申上ク本館

誤植訂正

頁	行
一〇七	一〇
一八六	二
二八七	一五
四一六	五
四一八	四
四二一	四

途・奸・益・條・止・を・誤

途・肝・溢・等・企・の・正

目次「表」(一)(二)(三)ノ頁ハ卷末引得ノ方正シ
 三八一頁ノ寫眞ハ重出、他ト代リタルニ非ズ
 四一三頁ノ寫眞説明ニ堂・清ノ二字ヲ脱ス